|  |
| --- |
| **岐阜県特別高圧電力負担軽減事業費補助金****申請要領（中小企業・工業団地用）** |

[令和６年１月から３月の電気使用分（４次申請分）］

令和６年４月

岐阜県

商工労働部　商工・エネルギー政策課

０.はじめに

本要領は、「岐阜県特別高圧電力負担軽減事業費補助金交付要綱」に定める補助事業者のうち、**県内の特別高圧電力を受電している中小企業等**を対象としたものです。**特別高圧電力を受電している商業施設に入居する中小企業等**を対象とした申請要領とは異なりますのでご注意ください。

１.事業の目的

　エネルギー価格が高騰する中、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」により、電気料金の負担緩和策が実施されていますが、特別高圧電力を使用する中小企業等は支援対象になっていません。

　このため、県では、価格高騰による負担軽減を図ることを目的として、県内の特別高圧受電中小企業等に対する支援を行います。

２.補助事業者

　県内で特別高圧電力を受電している（契約している）中小企業等（みなし大企業を除く）

※商業施設等に入居する中小企業等は、別途定める申請要領をご確認くださ

い。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 各定義は下記のとおり。＜中小企業等＞・県内に本社又は事業所を有する中小企業及び団体＜中小企業＞・中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者具体的には次の表のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 業種 | 中小企業者（下記のいずれかを満たすこと） |
| 資本金の額または出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| ①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く） | ３億円以下 | 300人以下 |
| ②卸売業 | １億円以下 | 100人以下 |
| ③サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| ④小売業 | 5,000万円以下 | 50人以下 |

＜団体＞・中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立した事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づき設立した協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立した商店街振興組合及び商店街振興組合連合会をいう。＜みなし大企業＞・次のいずれかに該当する企業　ア　発行済株式の総数又は出資価格の総額の1/2以上を同一の大企業が所有している中小企業イ　発行済株式の総数又は出資価格の総額の2/3以上を大企業が所有している中小企業ウ　大企業の役職又は職員を兼ねている者が、役員総数の1/2以上を占めている中小企業エ　発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウまでに該当する中小企業者が所有している中小企業オ　アからウまでに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業 |

３.支援内容

補助金の交付の対象となる期間（対象期間）における電気使用量に補助単価を乗じて得た額以内の額を予算の範囲内で交付します。

なお、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とします。

|  |  |
| --- | --- |
| **対象期間** | **補助単価** |
| 令和5年1月～8月（令和5年2月～9月検針） | 3.5円/kWh |
| 令和5年9月～令和6年3月（令和5年10月～令和6年4月検針） | 1.8円/kWh |

【計算例】



４.申請受付と対象期間

（１）申請受付期間

　　対象期間に応じ、次のとおり1次申請（1月～6月分）、2次申請（7月～

9月分）、3次申請（10月～12月分）、4次申請（1月～3月分）の４回に分け

て実施します。

補助事業者に該当する中小企業等は、下記の受付期間内に交付申請書及び

添付資料を作成し、メール又は郵送（当日消印有効）により提出してください。

※受付期間外での申請は認められません。

　[１次申請（**終了しました**）]

　 対象期間：令和5年1月～6月分（令和5年2月～7月検針分）

　 受付期間：令和5年7月24日（月）～令和5年8月10日（木）

　[2次申請（**終了しました**）]

　 対象期間：令和5年7月～9月分（令和5年8月～10月検針分）

　 受付期間：令和5年10月23日（月）～令和5年11月10日（金）

[３次申請（終了しました）]

　 対象期間：令和5年10月～12月分（令和5年11月～令和6年1月検針分）

　 受付期間：令和6年2月7日（水）～令和6年2月22日（木）

[４次申請]

　 対象期間：令和6年1月～3月分（令和6年2月～4月検針分）

　 受付期間：令和6年4月24日（水）～令和6年5月10日（金）

|  |  |
| --- | --- |
| 対象月 | 検針月 |
| 令和５年１月 | ２月 |
| 令和５年２月 | ３月 |
| 令和５年３月 | ４月 |
| 令和５年４月 | ５月 |
| 令和５年５月 | ６月 |
| 令和５年６月 | ７月 |
| 令和５年７月 | ８月 |
| 令和５年８月 | ９月 |
| 令和５年９月 | 10月 |
| 令和5年10月 | 11月 |
| 令和5年11月 | 12月 |
| 令和5年12月 | １月 |
| 令和6年1月 | ２月 |
| 令和6年2月 | ３月 |
| 令和6年3月 | ４月 |

1次申請により支援を実施

（終了しました。）

2次申請により支援を実施

（終了しました。）

3次申請により支援を実施

（終了しました。）

4次申請により支援を実施

（２）補助金の申請から支払までの流れ

　　①交付申請書（第１号様式）を提出後、②その内容が審査され適当と認め

ると、県から③交付決定及び額の確定通知書（第２号様式）が送付されます。

同通知の到着後、④交付請求書（第３号様式）を提出し、到着後2週間程度で

⑤補助金が支払われます。

申請者

入金

④交付請求書

①交付申請書

県

⑤補助金支払

③交付決定及び

額の確定通知書

②審査

５.必要書類

(1)交付申請時

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 提出書類 | 書式 |
| １ | 交付申請書 | 指定（第１号様式） |
| ２※① | 補助事業者概要書 | 指定（別紙１） |
| ３ | 誓約書 | 指定（別紙２） |
| ４ | 電気使用報告書 | 指定（別紙３） |
| ５※① | 特別高圧電力の受電契約の内容が確認できる書類※② | 任意 |
| ６ | 使用月毎の電気使用量を確認できる書類（当該月の領収書等）※③ | 任意 |
| ７※① | 履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたものに限る。） | 任意 |
| ８ | その他知事が必要と認める書類 | 任意 |
| ９※① | 口座振込依頼書兼債権者登録※④ | 指定 |

※①３次申請を行った事業者であって、令和６年４月１日時点において３次申

請時より内容の変更がなければ提出不要です。

※②電力会社との契約書等の写し

※③電力会社が発行した各月の電気使用量を示す通知等の写し（電気使用量の

お知らせ、請求書、領収書等）

　　【工業団地のみ】共同受電している各事業者の電気使用量が記載された資料

の写しを添付してください。

※④下記より様式をダウンロードのうえ、提出ください。

　　https://www.pref.gifu.lg.jp/page/226.html

(2)請求時

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| No. | 提出書類 | 書式 |
| １ | 請求書 | 第３号様式 |

６.その他

補助事業者は、本事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度以後５年間保存しなければなりません。

７.お問い合わせ先・書類提出先

岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課エネルギー係

〒500-8570　岐阜市薮田南2－1－1　岐阜県庁10階

TEL：058-272-8835

E-mail：c11351@pref.gifu.lg.jp

別記

様式

第１号様式（第６条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

岐阜県知事　様

住

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

岐阜県特別高圧電力負担軽減事業費補助金交付申請書

　このことについて、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

補助金申請額　　　金　　　　　　　千円





別紙２

**誓　約　書**

岐阜県特別高圧電力負担軽減事業費補助金の交付申請に当たり、下記の内容について、すべて誓約します。

記

誓約事項を確認し、チェックボックスにチェックを入れてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 1. 本補助金の申請書類に記載された内容に虚偽はありません。
 | [ ]  |
| 1. 要綱第４条第２項に規定するみなし大企業に該当しません。
 | [ ]  |
| 1. 要綱第５条の欠格事由に該当しません。
 | [ ]  |
| 1. この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。
 | [ ]  |
| 1. 【団体のみ】

本補助金を、特別高圧電力を共同で受電している中小企業等（みなし大企業を除く）に還元（電気料金の値引き等）します。 | [ ]  |
| 1. 【３次申請時より内容の変更がない申請者のみ】

令和６年４月１日時点において、３次申請時の内容から変更はありません。※変更がない書類にチェックを入れてください。 |  |
| 補助事業概要書（別紙１） | [ ]  |
| 特別高圧電力の受電契約の内容が確認できる書類 | [ ]  |
| 履歴事項全部証明書 | [ ]  |
| 口座振込依頼書兼債権者登録 | [ ]  |

令和　　年　　月　　日

住所

事業者名

代表者名



第３号様式（第10条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

岐阜県知事　様

住

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　補助事業者の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　発行責任者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

岐阜県特別高圧電力負担軽減事業費補助金交付請求書

　　　　　年　月　日付け　　第　　号で交付決定のあった標記補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

記

１　請求額　　　金　　　　　　　千円

２　口座振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名及び本（支）店名 |  |
| 口座名義人（フリガナ） |  |
| 普通、当座預金の別 |  |
| 口座番号 |  |